

輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改 正 後

(口頭による賦課決定の手続)

第三条

法第六条第六項において準用する関税法第八条第四項ただし書(賦課税方式による関税の確定)の規定により税関職員が口頭で賦課決定の通知をする場合には、他の税関職員の立会いを受けなければならない。

(内国消費税の納付前における郵便物の受取りの手続)

第五条

法第七条第十項において準用する関税法第七十七条第六項(郵便物の関税の納付等)の税関長の承認を受けようとする者は、関税法施行令第六十七条の二(関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請)に規定する申請書に、その承認を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量を付記しなければならない。

改 正 前

(口頭で賦課決定通知ができる場合等)

第三条

法第六条第六項において準用する関税法第八条第四項ただし書(口頭による賦課決定の通知)の規定により口頭で賦課決定通知ができる場合は、関税法施行令第六条第五項(賦課決定の手続)に規定する場合とする。

2 法第六条第六項において準用する関税法第八条第四項ただし書の規定により税関職員が口頭で賦課決定の通知をする場合には、他の税関職員の立会いを受けなければならない。

(内国消費税の納付前における郵便物の受取りの手続)

第五条

法第七条第八項において準用する関税法第七十七条第六項(関税の納付前における郵便物の受取り)の税関長の承認を受けようとする者は、関税法施行令第六十七条の二(関税の納付前における郵便物の受取りの承認の申請)に規定する申請書に、その承認を受けようとする内国消費税の税目及び税率の適用が異なるごとに、当該課税物品の品名及び数量を付記しなければならない。

(日本郵便株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等)

第六条の二

関税法施行令第六十八条の二(日本郵便株式会社による関税の納付に係る納付期日)の規定は、法第七条第八項において準用する関税法第七十七条の三第一項(日本郵便株式会社による関税の納付等)に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、同令第六十八条の二中「法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第六項又は第七項(郵便物の内国消費税の納付等)」と読み替えるものとする。

2

関税法施行令第六十八条の三(帳簿の記載事項等)の規定は、法第七条第六項又は第七項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付の委託を受けた日本郵便株式会社の同条第八項において準用する関税法第七十七条の四(帳簿の備付け)の規定による帳簿の備付け及び保存について準用する。この場合において、同令第六十八条の三第一項中「法第七十七条の二第

(日本郵便株式会社による内国消費税の納付に係る納付期日等)

第六条の二

関税法施行令第六十八条の二(日本郵便株式会社による関税の納付に係る納付期日)の規定は、法第七条第六項において準用する関税法第七十七条の三第一項(日本郵便株式会社による関税の納付等)に規定する政令で定める日について準用する。この場合において、同令第六十八条の二中「法第七十七条の二第一項(郵便物に係る関税の納付委託)」とあるのは、「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七条第四項又は第五項(郵便物の内国消費税の納付等)」と読み替えるものとする。

2

関税法施行令第六十八条の三(帳簿の記載事項等)の規定は、法第七条第四項又は第五項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付の委託を受けた日本郵便株式会社の同条第六項において準用する関税法第七十七条の四(帳簿の備付け)の規定による帳簿の備付け及び保存について準用する。この場合において、同令第六十八条の三第一項中「法第七十七条の二第

一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、「「ごこと」とあるのは「ごこと、かつ、内国消費税の税目ごこと」と、「法第七十七條第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、法第七條第六項又は第七項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託する場合における同条第六項から第九項までの規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）

第二十九條の二 法第十九條第一項又は第二項の規定の適用がある場合における国稅通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第二十七條（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）の規定の適用については、同条第二項第一号中「法第三十五條第二項」とあるのは「法第三十五條第二項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六條第四項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）若しくは第九條第一項（輸入の許可前における引取り）」と、同項第二号イ中「期限内申告書（）」とあるのは「当初申告書（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九條第一項（過少申告加算税等の特例）の規定により読み替えて適用する）」と、「期限内申告書を」とあるのは「当初申告書を」と、同号イ(2)、ロ及びハ並びに同条第三項中「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」とする。

2 省 略

附 則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第二十九條の二第一項の改正規定は、令和六年一月一日から施行する。

一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又は第五項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、「「ごこと」とあるのは「ごこと、かつ、内国消費税の税目ごこと」と、「法第七十七條第一項（郵便物の関税の納付等）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第一項」と読み替えるものとする。

3 前二項に定めるもののほか、法第七條第四項又は第五項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託する場合における同条第四項から第七項までの規定の適用に關し必要な事項は、財務省令で定める。

（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）

第二十九條の二 法第十九條第一項又は第二項の規定の適用がある場合における国稅通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第二十七條（過少申告加算税等を課さない部分の税額の計算等）の規定の適用については、同条第一項第一号中「法第三十五條第二項（申告納税方式による国稅等の納付）」とあるのは「法第三十五條第二項（申告納税方式による国稅等の納付）」又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六條第四項（引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）若しくは第九條第一項（輸入の許可前における引取り）」と、同項第二号イ中「期限内申告書（）」とあるのは「当初申告書（輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第十九條第一項（過少申告加算税等の特例）の規定により読み替えて適用する）」と、「期限内申告書を」とあるのは「当初申告書を」と、同号イ(2)、ロ及びハ並びに同条第二項中「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」とする。

2 同 上